

//みんなが出来ること//

★野外に逃がさないで下さい!

ペットとして飼われている外来生物が、野外で見つかる事例が増えています。地域の生き物を守る上でも、ペットを野外に逃がさないように飼育しましょう。



★在来種を外来種にしないで!

在来種のメダカやドジョウ等は、同じ種類であっても異なる地域に分布しているものは遺伝的に大きな違いを持っているものもいます。安易な放流は地域独自に進化した集団に対して遺伝子攪乱を生じさせる恐れがあります。

また、在来種であっても元々生息していなかった場所に放したり植えたりする事も地域の生態系に影響を与えてしまうことがあります。



★飼う前に調べておくこと

ペットを飼う前に最後まで飼えるかどうか調べて準備しておく事が重要です。

- ・寿命が長い生き物
- ・成長すると狂暴になる生き物
- ・成長すると大型になる生き物
- ・増えやすい生き物(植物含む)

こういった生き物をペットとして飼育する場合は特に事前準備をしておくことが必要です。

例えば
・成長を見越した飼育ゲージの準備
・増えすぎない工夫と増えた個体の対応 …など

★外来種を野外で見つけたら

現在愛媛県に定着している外来種のうち、幾つかは人間に直接被害を及ぼす種も含まれています。特定外来生物に指定されている種は、原則として許可なく生きたまま運搬することが出来ません。不用意に捕まえずに生き物の種類や特徴、発見された場所の情報をお知らせください。

【情報提供先】

- 最寄りの市役所・町役場の外来生物担当窓口
- 愛媛県生物多様性センター

★皆さんが外来種の防除を行う時の留意事項

鳥獣保護法で規制される哺乳類と鳥類を除き、野外の外来生物を防除することは可能ですが、法令による規制や行政手続きが必要になる場合があります。

また、複数の外来種が既に定着している場合、1種の防除を進めると、他の外来種が急増し、別の被害が発生することがあります。

お問合せ先

▶編集・発行

愛媛県立衛生環境研究所 生物多様性センター

住所:愛媛県松山市三番町8-234

TEL:089-931-8757 E-mail:seibutsu-cnt@pref.ehime.lg.jp

平成31年(2019年)3月発行

令和2年(2020年)9月改訂

印刷・製作協力:岡田印刷株式会社